
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IAS 第 32 号「金融商品：表示」－相殺とキャッシュ・プーリング

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）に関する「アジェンダ却下通知（案）」の内容及び、2016 年 1 月 7 日に開催された IFRS 適用課題対応専門委員会においていただいたコメントを踏まえて作成した当委員会の対応（案）を記載したものである。なお、本資料について、本日の委員会においてご審議いただくことは予定していない。

II. 背景

要望の概要

2. IFRS-IC は、次の特徴を有する特定の種類のキャッシュ・プーリング契約が IAS 第 32 号に定められている相殺の要求事項を満たすかどうかにつき明確化を求める要望を受けた。
 - (1) 企業グループを構成する複数の企業のそれぞれが、ある銀行に、それぞれ法的に別個の銀行口座を保有している。口座残高はプラスにもマイナスにもなる。
 - (2) 金利は、各口座の正味残高に基づいて計算され、銀行から企業グループを構成する企業に支払われる（又は企業グループを構成する企業が銀行に支払う）。
 - (3) すべての口座残高が、定期的に、単一のネットィング口座に物理的に振り替えられる。当該振替は契約条件において要求されたものではなく、また、当該振替が実施されるのは報告日ではない。
 - (4) 企業グループを構成する企業が現金を入金するか又は他の債務を決済するために現金を引き出すのに伴い、報告日から振替日までの間に口座残高が変動することが予想される。
 - (5) 銀行と企業グループを構成する企業は両方とも、口座残高を相殺する法的に強制可能な権利（IAS 第 32 号の下で必要とされる権利）を報告日現在有している。
3. 要望提出者は、前項(3)に記載した事実（口座残高が、定期的に、単一のネットィング口座に物理的に振り替えられている（ただし報告日においてではない。）こと）が、IAS

第 32 号第 42 項 (b) が要求している「純額で決済する意図」の立証に十分であるかどうかを明確化することを求めている。

関連する規定

4. IAS 第 32 号では、金融資産と金融負債を相殺する要件として、「相殺する法的に強制可能な権利の存在」に加え、「純額で決済する意図」が要求されている。

IAS 第 32 号第 42 項

企業は、次に該当する場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産と金融負債とを相殺し、純額を財政状態計算書に表示しなければならない。

(a) 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ

(b) 純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

認識の中止の要件を満たさない金融資産の譲渡を会計処理する際には、企業は、譲渡した資産と関連する負債とを相殺してはならない (IFRS 第 9 号「金融商品」3. 2. 22 項参照)。

IASB における対応

5. IASB スタッフは、本件に関する要望を受け、本資料第 2 項に記載した種類のキャッシュ・プーリング契約が広範に見られるか、見られる場合にはその会計処理についてどの見解が有力か、実務上の不統一が見られるかについて、アウトリーチを実施した。

6. アウトリーチの結果は、概ね次のとおりであった。

(1) 多くの法域でキャッシュ・プーリング契約は広範に見られる。しかし、本資料第 2 項に記載した種類のキャッシュ・プーリング契約が広範に見られるかどうかは明らかではない。

(2) 相殺の要件を満たすかどうかについては、いくつかの基準設定主体が満たさないと回答し、いくつかの会計事務所が満たし得る（振替の頻度に依存し、判断を要する）と回答した。

(3) 多くの会計事務所の回答者が、現時点で実務上の不統一がある、又は、キャッシュ・プーリング契約の種類が多いため、今後実務上の不統一が生じ得ると回答した。

7. なお、当委員会事務局は、わが国の関係者に対するアウトリーチの結果、次のような回答をしている。

(1) 本件の契約はわが国において広く見られるものではない。ただし、規模の大きい企業が海外子会社等において利用する例はあり、また、今後、利用が広がる可能性はある。

(2) 本件の契約はわが国において広く見られるものではないが、個々の事実と状況に

照らして IFRS における会計実務はなされていると理解している。

8. 本論点を扱うのは、今回の IFRS-IC 会議が初めてである。

III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフによる提案

9. IASB スタッフは、2015 年 11 月開催の IFRS-IC 会議において、基準書（IAS 第 32 号）の修正も解釈指針の開発も必要ない旨の「アジェンダ却下通知（案）」を提示した（スタッフが提示した「アジェンダ却下通知（案）」の仮訳を別紙 1 に示している。）。
10. IASB スタッフは、第 2 項に記載した特定の種類のキャッシュ・プーリング契約を対象として、次の分析を示した。
- (1) 法的に別個の銀行口座は、それぞれが金融商品であり、したがって、それぞれが別個の会計単位である。
 - (2) 仮定として、IAS 第 32 号第 42 項(a)の要件は満たされているから、分析では第 42 項(b)の要件だけを分析する。
 - (3) IAS 第 32 号第 46 項（別紙 3 参照）で強調されているとおり、純額表示の方が予想将来キャッシュ・フローの金額及び時期をより適切に反映するのは、相殺する法的に強制可能な権利を行使する意図がある場合だけである。
 - (4) IAS 第 32 号第 47 項（別紙 3 参照）に記載されているとおり、純額で決済する意図を有しているかどうかを評価する際に、企業は、通常の商慣行、資本市場の規定、純額決済を行う能力を制約する可能性のある他の状況を考慮する必要がある。
 - (5) 分析対象の契約においては、報告日から振替日までの間に口座残高が変動する可能性があり、企業は将来において相殺される具体的な金額を必ずしも知らない。したがって、報告日における金額全体を純額で決済する意図を有していると企業が主張することは困難であるように思われる。
 - (6) ただし、報告日から振替日までの間の残高の変動がそれほど頻繁ではない等の状況があるならば、純額で決済する意図があると主張できるかもしれない。

IFRS 解釈指針委員会で示された主な意見

11. 本件について、IFRS-IC のメンバーから、スタッフの分析に同意する意見が複数聞かれたほか、次のようなコメントが示された。

会計単位

- (1) スタッフは法的に別個の銀行口座であるから別個の会計単位であるとしているが、IFRS-IC ではこの点について議論しておらず、別個の会計単位であることは仮定に過ぎない。

将来において相殺される具体的な金額が知られているかどうか

- (2) スタッフは将来において相殺される具体的な金額が必ずしも知られていないとの判断を記載しているが、この点は事実及び状況に基づいて判断されることであるから前提とすべきではない。
- (3) スタッフは将来において相殺される具体的な金額が知られているかどうかに言及しているが、「純額で決済する意図」の有無に焦点を当てるべきである。
- (4) スタッフは将来において相殺される具体的な金額が知られているかどうかを問題にしているが、将来において価額が変動するデリバティブの相殺を念頭に置くと、一般論としては、将来において相殺される具体的な金額を問題にすべきではないのではないかと。

純額で決済する意図の判断

- (5) スタッフは「純額で決済する意図」の有無を評価するために判断を要するとしているが、当該評価は客観的に行われるものである。口座残高が近い将来に変動することが見込まれるなら、純額で決済する意図はないと評価すべきである。
- (6) スタッフは、要望提出者の挙げている事実について「残高が事後的に変動する可能性がある」と記載しているが、これは変動が予想されているという意味か、変動の可能性があると過ぎないのか。この点は純額で決済する意図の判断に影響するから、明確な記載が必要である。

その他

- (7) スタッフは「…と企業が主張することは困難であるように思われる」と結論を婉曲的に表現しているが、より明確な表現とすべきである。
- (8) 物理的な振替を伴うキャッシュ・プーリング契約は広範に見られない。

IFRS 解釈指針委員会での議論の結果

12. IFRS-IC 会議での議論の結果、次のような「アジェンダ却下通知（案）」が公表された（別紙 2 に仮訳を記載している。）。なお、この「アジェンダ却下通知（案）」に対しては、2016 年 1 月 21 日までコメントを提出することができ、2016 年 3 月の IFRS-IC 会議で再検討される予定である。

- (1) IAS 第 32 号第 42 項(b)に従って純額で決済する意図を立証することができるかど

うかを検討する際に、同第 46 項（相殺する法的に強制可能な権利を行使する意図がある場合にだけ純額表示が適切となる。）、同第 47 項（通常の商慣行や資本市場の規定、及び純額決済を行う能力を制約する可能性のある他の状況を考慮する。）におけるガイダンスを考慮すべきである。

- (2) 要望提出者の提示した前提では、予想される活動に基づくと期末残高が次回の純額決済日前に変動するかもしれない。これを考慮すると、企業が期末残高全体を純額で決済する意図を有していると主張することは適切でない。ただし、純額で決済する意図があるかどうかの判断は、個々の事実と状況によって異なる。
 - (3) 要望提出者の提示した特定の種類のキャッシュ・プーリング契約が広範に見られるとは言えず、純額で決済する意図があるかどうかの判断は個々のキャッシュ・プーリング契約に係る事実と状況によって異なる。これらの点と IAS 第 32 項に存在するガイダンスとに照らし、基準の修正も解釈指針の開発も必要ない。
13. なお、IFRS-IC より公表されているアジェンダ却下通知（案）は、スタッフからの提案と比較して、主に次の点について変更されている。
- (1) 実施される振替が物理的なものであることを明示する。
 - (2) 別個の銀行口座が別個の会計単位であるとの記載を削除する。
 - (3) 要望提出者の挙げている事実について、残高が事後的に変動することが予想されているという意味であることを明確にする。
 - (4) 将来において相殺される具体的な金額が知られていないとの記載を削除し、残高を純額で決済することが予想されていないとの記載とする。
 - (5) 結論の表現を、要望提出者の挙げている事実の下では純額で決済する意図があると主張することは適切でないと明確に表現する。
 - (6) 純額で決済する意図の有無を評価するために判断を要するとの記載について、残高が事後的に変動することが予想されない場合があるためであることを明確化する。

IV. 当委員会事務局の対応（案）

14. アジェンダ却下通知（案）に対する当委員会の対応（案）は、次のとおりである。
- (1) IFRS-IC が本論点をアジェンダとして取り上げない旨については、次の理由から、その方向性について概ね適当と考えられる。

- ① アジェンダ却下通知(案)に記載されたとおり、現行の IAS 第 32 号において、要望者の提出した論点に関する取扱い（特に、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有しているかについて、個々のキャッシュ・プーリング契約に係る事実と状況に応じて判断する）は明確と考えられること
 - ② IASB スタッフからの求めに応じて、当委員会事務局が関係者に行った照会によれば、要望提出者の提示した特定の種類のキャッシュ・プーリング契約がわが国において広く見られるとは考えにくいこと
 - ③ IFRS-IC のリソースを踏まえると、その活動にあたって、他に優先すべき論点があると考えられること
- (2) IFRS-IC から公表された却下通知（案）は、本論点をアジェンダとして取り上げない旨及びその理由が概ね適切に記載されている。
- (3) 以上より、本論点に関する却下通知（案）に対してコメント・レターを送付しない。

以 上

(別紙 1)

2015 年 11 月開催の IFRS-IC 会議にスタッフが提案した
「アジェンダ却下通知 (案)」の仮訳

IAS 第 32 号—相殺及びキャッシュ・プーリング

IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に関する論点を扱うよう求める要望を受けていた。

この論点は、特定のキャッシュ・プーリング契約が、IAS 第 32 号での相殺の要求事項を満たすことになるのかどうかに関するものである。具体的には、1つのネットティング口座への残高の定期的な振替（しかし、報告日にではない）は、IAS 第 32 号の第 42 項(b)に従って期末の口座残高全体を純額で決済する意図を立証するのに十分であるのかどうかである。

分析のために、解釈指針委員会は、グループ内のいくつかの子会社（法的に別個の銀行口座をそれぞれの子会社が有しており、それぞれの別個の銀行口座が別個の会計単位を表している）の間の名目的なキャッシュ・プーリング契約を検討した。銀行とグループの両方とも、IAS 第 32 号の第 42 項(a)に従って必要な、これらの銀行口座の残高を相殺する法的に強制可能な権利を有している。金利の計算はすべての別個の銀行口座の正味残高について行われ、グループは、定期的に、単一のネットティング口座への残高の振替を行う。しかし、こうした振替は、この契約の条件において要求されておらず、報告日に行われるものではない。さらに、将来において相殺される具体的な金額は必ずしも知られていない。なぜなら、グループ企業がさらに現金を預金に入金するか又は他の債務を決済するために現金を引き出すのに伴い、当該残高が事後的に変動する場合があるからである。

IAS 第 32 号の第 42 項(b)に従って純額で決済する意図をグループが立証することができるのかどうかを検討する際に、解釈指針委員会は、次のことに着目した。

(a) IAS 第 32 号の第 46 項で強調しているとおり、純額で決済する意図の立証の要求事項は相殺する法的に強制可能な権利の存在と同じく重要である。なぜなら、当該法的権利を行使する意図がある場合においてのみ、純額表示の方が予想将来キャッシュ・フローの金額及び時期をより適切に反映するからである。

(b) IAS 第 32 号の第 47 項に従って、純額で決済する意図を有しているかどうかを評価する際に、企業は、通常の商慣行や資本市場の規定、及び純額決済を行う能力を制約する可能性のある他の状況を考慮すべきである。

したがって、論点の提出者が記載したようなキャッシュ・プーリング契約の文脈の中で、解釈指針委員会は、企業は上記のガイダンスを考慮すべきであり、報告日現在で、個々の口座の残高を相殺する意図があるのか、それとも、その意図はグループ内のさまざまな企業によって他の目的のためにそれらの個々の口座残高が使用されることなのかを評価するために判断が必要であることに留意した。これに関して、解釈指針委員会は、示された例示において、将来において相殺される具体的な金額は報告日において必ずしも知られていないことに着目した。したがって、期末残高全体を純額で決済する意図を有していると企業が主張することは困難であるように思われる。なぜなら、これらの残高を純額表示することは、企業の通常の商慣行を考慮すると、予想将来キャッシュ・フローの金額及び時期を適切に反映しないように思われるからである。

解釈指針委員会は、アウトリーチの結果は、本論点が一般的に見られるとは示唆していないことにも着目した。さらに、キャッシュ・プーリング契約の多くのさまざまな変形が実務において存在しており、したがって、何が純額で決済する意図を構成するのかという決定は、それぞれのケースの個々の事実及び状況によって異なることに留意した。このこと及び現行のIFRSの要求事項に照らし、解釈指針委員会は、IAS第32号の修正も解釈指針も必要ないと考え、したがって、この論点をアジェンダに追加しないことを[決定した]。

以 上

(別紙 2)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ却下通知 (案)」の仮訳

IAS 第 32 号「金融商品：表示」—相殺及びキャッシュ・プーリング (アジェンダ・ペーパー10)

解釈指針委員会は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に関する論点を扱うよう求める要望を受けた。

この論点は、特定のキャッシュ・プーリング契約が、IAS 第 32 号での相殺の要求事項を満たすことになるのかどうかに関するものである。具体的には、1つのネットティング口座への残高の定期的な物理的振替（しかし、報告日にはではない）は、IAS 第 32 号の第 42 項 (b) に従って期末の口座残高全体を純額で決済する意図を立証するのに十分であるのかどうかである。

分析のために、解釈指針委員会は、グループ内のいくつかの子会社（法的に別個の銀行口座をそれぞれの子会社が有している）が関わるキャッシュ・プーリング契約を検討した。銀行とグループの両方とも、IAS 第 32 号の第 42 項 (a) に従って必要な、これらの銀行口座の残高を相殺する法的に強制可能な権利を有している。金利の計算は、すべての別個の銀行口座の正味残高を用いて名目ベースで行われる。さらに、グループは、定期的に、単一のネットティング口座への残高の物理的振替を行う。しかし、こうした振替は、この契約の条件において要求されておらず、報告日に実施されるものでない。さらに、予想される活動に基づくと、グループ企業がさらに現金を預金に入金するか又は他の債務を決済するために現金を引き出すのに伴い、期末残高が次回の純額決済日前に変動するかもしれない。

IAS 第 32 号の第 42 項 (b) に従って純額で決済する意図をグループが立証することができるのかどうかを検討する際に、解釈指針委員会は、次のことに着目した。

(a) IAS 第 32 号の第 46 項で強調しているとおおり、純額表示の方が予想将来キャッシュ・フローの金額及び時期をより適切に反映するのは、相殺する法的に強制可能な権利を行使する意図がある場合だけである。

(b) IAS 第 32 号の第 47 項に従って、純額で決済する意図を有しているかどうかを評価する際に、企業は、通常の商慣行や資本市場の規定、及び純額決済を行う能力を制約する可能性のある他の状況を考慮すべきである。

したがって、論点の提出者が記載した特定のキャッシュ・プーリング契約の文脈の中で、解釈指針委員会は、報告日現在で、個々の口座の残高を純額で決済する意図があるのか、

それとも、その意図はグループ内のさまざまな企業が次回の純額決済日前に他の目的のためにそれらの個々の口座残高を使用することなのかを評価するために、企業は上記のガイダンスを考慮すべきであることに留意した。これに関して、解釈指針委員会は、示された例示において、グループ企業がさらに現金を預金に入金するか又は他の債務を決済するために現金を引き出すのに伴い、次回の純額決済日前に期末残高が変動するかもしれないと記載されていたことに着目した。企業は、次回の純額決済日前に予想される将来の活動があるため期末残高を純額で決済することを見込んでいないので、解釈指針委員会は、企業が期末残高全体を純額で決済する意図を有していると主張することは適切でないことに留意した。これは、これらの残高を純額表示することは、企業の通常の商慣行を考慮すると、予想将来キャッシュ・フローの金額及び時期を適切に反映しないことになるからである。しかし、解釈指針委員会は、他のキャッシュ・プーリング契約において、企業が、期末残高が次回の純額決済日前に変動すると見込んでいない場合があることにも着目した。したがって、それらの状況において純額で決済する意図があるのかどうかを判定する際に判断を適用することが必要とされることに留意した。

解釈指針委員会は、アウトリーチの結果は、論点の提出者が記載した特定の種類のキャッシュ・プーリング契約が一般的であるとは示唆していないことにも着目した。さらに、キャッシュ・プーリング契約の多くのさまざまな変形が実務において存在しており、したがって、何が純額で決済する意図を構成するのかという決定は、それぞれのケースの個々の事実及び状況によって異なることに留意した。このこと及び現行のIFRSの要求事項に照らし、解釈指針委員会は、IAS第32号の修正も解釈指針も必要ないと考え、したがって、この論点をアジェンダに追加しないことを[決定した]。

以上

(別紙 3)

IAS 第 32 号第 46 項及び第 47 項の規定

第 46 項

金融資産と金融負債とを相殺する強制的な権利の存在は、金融資産と金融負債と関連する権利と義務とに影響し、また信用リスク及び流動性リスクに対する企業のエクスポージャーに影響する場合もある。しかし、権利の存在だけでは、相殺の十分な根拠とはならない。その権利を行使するか又は同時に決済する意図が企業にない場合には、企業の将来キャッシュ・フローの金額と時期は影響を受けない。企業が権利を行使するか又は同時に決済するつもりである場合に、資産と負債とを純額で表示することは、その金額と時期を、予想将来キャッシュ・フローが晒されているリスクとともに、より適切に反映する。法的権利を伴わない当事者の一方又は双方による純額決済の意図だけでは、相殺表示を正当化するのに十分ではない。個々の金融資産及び金融負債に関連した権利と義務は変わっていないからである。

第 47 項

特定の資産及び負債の決済に関する企業の意図は、通常の商慣行や資本市場の規定、及び純額決済又は同時決済を行う能力を制約する可能性のある他の状況に影響される場合がある。企業が相殺権を有してはいるが、純額決済の意図も資産の実現と負債の決済とを同時に行う意図もない場合には、当該権利が企業の信用リスク・エクスポージャーに与える影響は、IFRS 第 7 号の第 36 項に従って開示される。

以 上